

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	奈良県桜井市

桜井市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 まちづくり部農林課
所 在 地 〒633-8585 桜井市大字栗殿432番地の1
電 話 番 号 0744-42-9111
F A X 番 号 0744-48-3121
メールアドレス nourin@city.sakurai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・サル・カラス
計画期間	令和8年度 ～ 令和10年度
対象地域	奈良県桜井市

(

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
イノシシ	水稲、果樹、野菜ほか	3,859	251
ニホンジカ	水稲、果樹、野菜ほか	9,714	1,611
アライグマ	果樹、野菜ほか	1,205	36
サル	果樹、野菜	13	2
カラス	果樹、野菜ほか	1,271	36

(2) 被害の傾向

○イノシシ 山間・中山間地域等を中心に農作物被害、農地の法面崩落等の被害がある。さらに比較的平坦部に近い畑や居住地にも出没しており、住宅の植木等や生ごみを荒らすなどの被害が報告されている。被害面積、被害金額、捕獲頭数は年度により大幅な増減があるが、おおむね横ばいである。 ○ニホンジカ 一部市街地を除き市全域で農作物、果樹や苗木の食害、立木への皮剥ぎ等の被害があり、公道にて車両等との接触事故が起きている。近年は特に山間・中山間地域の農地や住宅地への出没頭数が増えており、防止柵などの対策が不十分な地区を中心に被害面積、被害金額が増加傾向にある。 ○アライグマ 特定外来生物に指定されているアライグマについては、桜井市全域において農作物の被害がある。また、空き家等を住处にしている等、住環境被害が報告されている。被害面積、被害金額はおおむね横ばいである。 ○サル 学校や住宅地付近での目撃情報が増えているが、噛みつき等の人的被害はしばらく報告されていない。ほとんどの目撃情報が1匹であることから、はぐれ猿の可能性が高く、市内で群れで生息している可能性は低い。農業被害は少なく、ほぼ横ばいである。

○カラス

桜井市全域にて確認されており、農作物被害はやや減少傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額(千円)	イノシシ 3,859 千円 ニホンジカ 9,714 千円 アライグマ 1,205 千円 サル 13 千円 カラス 1,271 千円	イノシシ 3,500 千円 ニホンジカ 7,000 千円 アライグマ 1,100 千円 サル 10 千円 カラス 1,200 千円
被害面積(a)	イノシシ 251a ニホンジカ 1,611a アライグマ 36a サル 2a カラス 36a	イノシシ 230a ニホンジカ 1,200a アライグマ 35a サル 1a カラス 35a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○有害鳥獣捕獲業務委託 （一社）奈良県猟友会桜井支部（駆除隊現37名）に有害鳥獣捕獲（イノシシ・ニホンジカ・鳥類）の委託を行っている。 ○捕獲機材の購入 国補の交付金を活用し、桜井市鳥獣被害防止対策協議会が捕獲檻等を購入し、市から業務委託を受けた奈良県猟友会桜井支部が運用している。 ○狩猟免許取得者補助事業 桜井市で有害鳥獣駆除活動に従事することを条件にわな猟免許取得するものに対して補助を行っている。	○捕獲担い手の確保 狩猟免許取得者補助事業や有害野生獣防除設備購入補助事業により、猟友会員の確保に努めており、近年若年層の会員が増加傾向にあるものの、猟友会の年齢構成を考慮すると、現在の有害捕獲体制を維持するために、今後も継続的な人員確保に努める必要がある。

	○ 有害野生獣防除設備購入補助事業 上記の狩猟免許取得者補助事業に該当する者で、新規にイノシシ・ニホンジカ用捕獲檻を購入するものに補助、または市民でアライグマ用捕獲檻を購入するものに補助を行っている。 ○ 捕獲機材の貸出 アライグマに関しては、捕獲檻を貸出し、平成 22 年に策定したアライグマ防除計画に従い捕獲を行っている。 ○ ICT 捕獲檻による捕獲 センサーによる遠隔捕獲が可能な囲い罠を県より借り受け、効率的な捕獲を図っている。	
防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	○ 防護柵設置補助事業 農業者に対して、侵入防止（護）柵等の設置時に補助を行い、電気柵等の防護柵の普及推進を図っている。 予算枠の拡大や、対象農地の拡大などに取り組み、効果的な防止柵を設置している農地の増加に努めている。 ○ 有害野生獣防止柵支給事業 イノシシ等の被害のある大規模農地のある集落に対し、ワイヤーメッシュ柵の支給を行い、被害防止に努めている。シカの飛び越え防止のため、支給する防止柵の高さや強度を上げる等の対策を実施している。 柵設置時には市から設置指導に赴き、効果的な柵の設置に努	○ 防護柵設置後の維持管理 防護柵設置後適切な維持管理が必要となるが、集落の過疎化、高齢化により維持管理に必要な人手が不足している。今後も農家以外の方を含めた集落全体で獣害対策に取り組める集落の育成が必要である。

	めている。 ○防護柵設置後の維持管理 農家以外の方も含めた集落全体での獣害対策を実施している地区の取組事例をホームページ上で公開している。	
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	○地域住民への周知・啓発 生ごみの適切な処理や放置果樹の撤去について、ホームページ上で注意喚起を実施している。 ○農業者への指導 農作物残渣や放置果樹の撤去について、啓発チラシを作成し、農業者へ指導啓発を行っている。	○緩衝帯の設置 集落近辺の放置された農地や竹藪が野生動物の生息地になっており、集落に出没しやすい環境となっている。野生動物が集落に接近することを防ぐ緩衝帯の設置の必要性を周知していく必要がある。

(5) 今後の取組方針

本市の鳥獣被害の主たるイノシシ・ニホンジカに対し、引き続き、（一社）奈良県猟友会桜井支部にわな猟による捕獲を委託する。対策の強化策として、現在捕獲率の悪いわなの移設を含めた、わなの設置数の増加に取り組むとともに、猟友会員の増加のため狩猟免許取得の推進に取り組む。ICTを活用した捕獲檻の借り受けを行い、効率的な捕獲方法について検討を進める。また個々の農業者については、侵入防止（護）柵設置等への補助を実施しているが、経営規模に応じて補助額の割り増しを行うなど、被害軽減につながるよう、より効率的な補助を実施する。今後も桜井市鳥獣被害防対策協議会を中心として、狩猟者の技術向上・被害防止の意識啓発のための機会を設け、共通した課題を持つことにより地域一体で鳥獣被害から農作物を守っていく意識や、農地の環境を維持する必要性を定着させていく。また侵入防止柵等の設置後に、維持管理の徹底が必要になってくるため、補修用資材の支給や効果的な補修方法の指導などを実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○イノシシ・ニホンジカ

（一社）奈良県猟友会桜井支部に委託を行い、年間を通じて箱わなによる捕獲を行っている。さらに被害地区の自治会長より本市農林課に駆除依頼の提出があれば、猟友会の選抜隊によりくくり罠で緊急的に捕獲を行っている。また、現地の実情を把握するため、桜井市鳥獣被害対策実施隊員が捕獲現場に赴き、捕獲個体の運び出し等の補助を行っている。 ○アライグマ 農作物の被害にとどまらず、住宅街への出没が増加していることから、市民に対してもアライグマ捕獲の啓発を行い、捕獲檻の貸し出しを行い、市内全域での迅速かつ積極的な捕獲を推進する体制をとっている。 ○サル 現在、農作物被害の報告は少ないが、学校や住宅地周辺での目撃情報が増えているため、目撃情報のあった地区に実施隊員が赴き、追い払いの実施および捕獲檻の設置を行っている。 ○カラス 被害地区の自治会長より本市農林課に駆除依頼の提出があれば、猟友会の選抜隊により、はこ罠および空気銃で緊急的に捕獲を行う。被害が多い地区については、実施隊員によりくくり罠の設置、捕獲を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和８年度～ 令和１０年度	イノシシ	国の交付金を活用した捕獲機材等の導入 ICT を活用した捕獲檻の設置
令和８年度～ 令和１０年度	ニホンジカ	国の交付金を活用した捕獲機材等の導入 ICT を活用した捕獲檻の設置
令和８年度～ 令和１０年度	カラス	国の交付金を活用した捕獲機材等の導入 空気銃の購入補助による捕獲人材の確保

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ・ニホンジカ 奈良県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、可能な限り捕獲活動を推進し、近年の実績を参考にし、さらなる個体数の低減を図ることのできる数値を

設定する。
○アライグマ 可能な限り捕獲活動を推進し、近年の実績を参考にし、さらなる個体数の低減を図ることのできる数値を設定する。 ○サル 群れの形成等を防ぐため、単独個体も捕獲に努めるため、過去の年間目撃情報件数の平均値に設定する。 ○カラス 目撃情報により数値を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	４００頭	４００頭	４００頭
ニホンジカ	６００頭	６００頭	６００頭
アライグマ	２００頭	２００頭	２００頭
サル	３頭	３頭	３頭
カラス	１５０羽	１５０羽	１５０羽

捕獲等の取組内容
○イノシシ・ニホンジカ 年間を通じて捕獲檻、くくり罠、銃猟による捕獲を行う。ただし、くくり罠については被害地区の自治会長より駆除の依頼があった場合のみ設置。 ○アライグマ 年間を通じて捕獲檻、くくり罠、銃猟による捕獲を行う。また、市や桜井市鳥獣被害防止対策協議会所有の捕獲檻を貸出し、捕獲を行う。 ○カラス 被害地区の自治会長より駆除の依頼があった場合のみ、はこ罠および空

気銃により捕獲を行う。また、被害が大きい地区については、くくり罠による捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ	10km ワイヤーメッシュ柵等	10km ワイヤーメッシュ柵等	10km ワイヤーメッシュ柵等

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ アライグマ サル	設置後の侵入防止柵については、除草作業や定期的な見回りなど適切に管理する。必要であれば補修用資材の支給や補修方法の指導などを行う。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

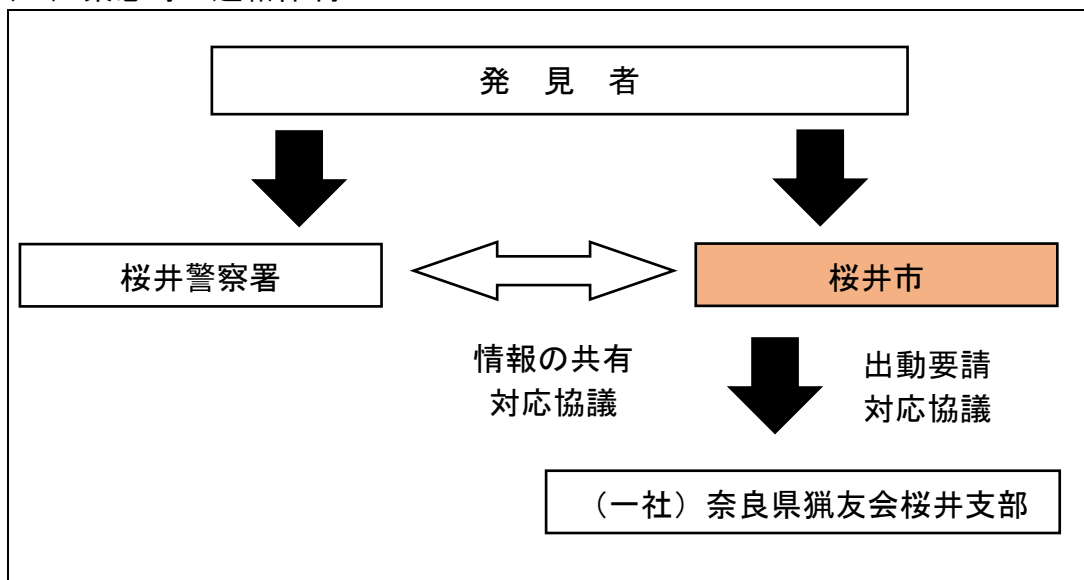
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ サル	生ごみや農作物残渣の適切な処理や放置果樹の除去など野生動物を集落に近づけさせない取組について、地域住民や農業者に対しホームページやチラシなどにより普及啓発を行う。耕作放棄地や放置竹林の適正な管理の必要性について周知を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
桜井市	情報収集、連絡調整、注意喚起、捕獲活動
(一社) 奈良県猟友会桜井支部	捕獲活動
桜井警察署	情報収集、注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○イノシシ・ニホンジカ

イノシシやニホンジカについては、食肉等への利活用を推進する。また、食肉等に適さない場合及び利活用後の残渣については地域環境に充分配慮したうえで、市の管轄する焼却施設を利用し焼却処理を行う。

○アライグマ

県家畜保健衛生所に搬入し、安楽死措置処分を行い、市の管轄する焼却施設で焼却処理を行う。

○サル

市の管轄する焼却施設で焼却処理を行う。 ○カラス 市の管轄する焼却施設で焼却処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状利用なし。今後情報収集に努める。
ペットフード	現状利用なし。今後情報収集に努める。
皮革	現状利用なし。今後情報収集に努める。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状利用なし。今後情報収集に努める。

(2) 処理加工施設の実施体制

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	桜井市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割

○桜井市	・協議会の運営 ・狩猟免許取得推進 ・狩猟者の育成 ・鳥獣被害軽減のための各種活動実施 ・関連情報の提供 ・有害鳥獣捕獲の実施
○（一社）奈良県猟友会桜井支部	・有害鳥獣捕獲の実施 ・狩猟技術の指導・育成
○奈良県中部農林振興事務所	・関連情報の提供と助言指導
○奈良県農業協同組合川東営農経済センター ○奈良県農業共済組合中部支所 ○大和高原南部土地改良区 ○桜井市農業委員会事務局	・地元支部長及び農家への助言 ・関連情報の提供

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 12 月 1 日に桜井市鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲、被害調査、防護柵の設置指導、啓発活動等を行う。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

桜井市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、地元農林業者等の協力を得ながら被害防止対策の取り組みを進める。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

実施隊員の捕獲技術の向上に努め、新規狩猟者増加のため、狩猟セミナー等を開催するよう検討する。
--